

## 【Smart Purchase 会員規約】

### 第1条 (会員)

- (1) 会員とは、申込書上の「注意事項」および本規約をご承認のうえ、三菱HCキャピタル株式会社（以下「当社」といいます）へ、事業費決済を目的として Smart Purchase（以下「本サービス」といいます）を営業のためまたは営業として申し込み、当社がご入会を承諾した事業者をいいます。なお、個人の方が申込み場合の入会資格は、満70歳までとします。
- (2) 会員は、本サービス利用による代金の支払債務その他本規約に基づく当社に対する一切の債務を負担するものとします。
- (3) 会員が本規約に違反して、第三者に本サービスを利用されたことによる損害は、会員のご負担となります。
- (4) 会員と当社の契約は、当社が会員の入会を承認したときに成立します。

### 第2条 (会員番号の管理)

- (1) 当社は、会員1名または1社につき本サービス利用に必要な会員番号を発行します。
- (2) 会員は、本サービス利用の際に必要な会員番号が不正に利用されないことがないよう善良なる管理者の注意をもって利用、管理するものとします。

### 第3条 (会員番号の紛失・盗難等)

- (1) 会員は、会員番号が盗難にあったとき、または他人に知られたときもしくはそのおそれがあるときは、すみやかに当社に電話連絡後、当社の指示・手続きに従うものとします。
- (2) 会員は、前項による当社への連絡を怠りもしくは当社の指示・手続きに従わなかったことにより本サービスが第三者に使用された場合には、これに起因して発生した損害を全額負担するものとします。
- (3) 会員が、会員番号を失念した場合には、本条第1項に定める方法に従うものとします。

### 第4条 (会員番号の再発行)

- (1) 会員が前条第1項により会員番号の再発行を申し出たときには、当社は審査のうえ、認めた場合に限り会員番号を再発行します。
- (2) 会員は、前項により当社が会員番号を再発行したときは、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (3) 当社が会員情報の管理、保護等業務上必要と判断し、会員番号を再発行する場合、会員番号が変更される場合があることを了承します。

### 第5条 (本サービスの利用方法および利用可能額)

- (1) 会員は、当社が提携している加盟店で当社所定の手続きにより、営業のためまたは営業として商品、権利の購入、または役務の提供（以下「商品等」といいます）を受けることができます。
- (2) 会員の利用可能額は当社があらかじめ定めた金額とします。なお、会員は、利用可能額を超えて本サービスの利用はできません。万一、会員が利用可能額を超えて本サービスを利用した場合は、超過した利用代金についても支払義務を負うものとします。
- (3) 当社が必要と認めた場合は、いつでも会員の利用可能額を増額もしくは減額することができるものとします。

### 第6条 (本サービス利用代金の支払方法)

- (1) 当社は、加盟店から会員への商品等の納品もしくは提供後、本サービスによる利用代金を毎月当社所定の期日に締め切り、当該サービス利用代金を会員に代わり当社が加盟店に立替払いするものとします。
- (2) 会員は、本サービスによる利用代金を会員指定月の7日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に会員が指定した金融機関の預金口座から自動振替によって当社に一回払いにより支払うものとします。
- (3) 当社は、会員への本サービスによる利用代金に係る請求書を会員に送付するものとします。なお、会員は、当社の会員に対する請求額に異議がある場合、その請求書の到着後1週間以内にその旨を当社へ通知いただくものとし、通知がない場合は、当社の請求内容を承認したものとみなすものとします。
- (4) 会員の都合により前項の方法による引落がなされなかった場合、会員は当社の指定する金融機関口座への振込、その他当社の定める方法によりお支払いいただくものとします。

### 第7条 (支払債務の充当順位)

会員の返済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、会員に通知なくして、当社の適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

### 第8条 (商品の所有権)

- (1) 加盟店が会員に信用販売を行った商品の所有権は、当社が加盟店に立替払いしたときに当社に移転するものとします。ただし、当該信用販売取引が取消または解除された場合、当該信用販売代金に係る商品の所有権は、立替代金が支払い済みのときは加盟店が当該立替代金を当社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。
- (2) 当社へ移転した商品の所有権は、会員が商品にかかる債務を完済するまで当社に留保されることを認めます。なお、会員へ商品の所有権が移転するまで第三者に転売することはできません。

### 第9条 (期限の利益の喪失)

- (1) 会員が下記のいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該未払債務の全額をただちに支払うものとします。
  1. 本規約に基づく債務の支払いを支払日に支払わなかったとき。
  2. 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときまたは一般の支払いを停止したとき。
  3. 強制執行、仮処分、仮差押などの申立てを受けたとき。
  4. 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。
- (2) 会員が下記のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく一切の債務およびその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該支払債務の全額をただちに支払うものとします。
  1. 本規約上の義務に違反し、その義務違反が重大な違反となるとき。
  2. 会員の信用状態が著しく悪化したとき、もしくはそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
  3. 会員資格を喪失したとき。

### 第10条 (遅延損害金)

会員は、本サービスのご利用代金の支払いを遅延し、もしくは前条より支払債務の期限の利益が喪失されたときは、その翌日から支払日まで、当該遅延金額に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社へお支払いいただきます。

### 第11条 (再振替費用・集金費用等)

- (1) 会員は、本サービスご利用代金の履行を遅延し、当社が金融機関へ再度口座振替（以下「再振替」といいます）を依頼したときは再振替手数料として再振替回数一回につき500円（税抜）を、また当該再振替によるお支払いができないことによって、振込手続のための督促を受けた場合、当社の督促手続回数一回につき500円（税抜）を、それぞれ別途当社に支払うものとします。
- (2) 会員は、本サービスご利用代金の支払い遅延等、会員の都合により当社から利用代金の返済要請または集金のための訪問を受けた場合、訪問回数一回につき2,000円（税抜）をその都度当社に支払うものとします。
- (3) 会員が、当社に支払う費用等について新たに公租公課が課された場合、または公租公課（消費税等を含む）が変更された場合は、会員は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

### 第12条 (退会)

- (1) 会員が、その都合により退会するときは、当社にその旨の届出を行うものとし、本規約に基づく一切の支払債務を完済したときをもって退会とします。
- (2) 会員は、前項により退会の申し出を行った場合には、会員番号が記載されたご案内通知書兼会員番号通知書（以下「通知書」といいます）を切断するなど会員番号が判読できない状態にしたうえで、会員の責任においてただちに処分するものとします。
- (3) 当社の都合により本サービスの取扱いを中止もしくは廃止する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、この場合、当社は2ヵ月以上前に会員に予告するものとし、中止日もしくは廃止日以降は本サービスによる新たな信用販売の利用は一切できないものとします。

ただし、中止日もしくは廃止日以降に支払日が到来する利用代金については従前の支払の定めによるものとします。

### 第13条（本サービスの利用停止と会員資格の喪失）

(1) 会員が、つぎのいずれかに該当したときは、当社は会員に通知することなく本サービスを停止し、または会員資格を取消すことができ、これらの措置とともに加盟店に該当会員番号の無効を通知することがあります。また、会員喪失後に本サービスを利用した場合にも会員は支払義務を負うものとします。

1. 会員が個人で当該会員が満75歳となったとき。
2. 会員が申込書に虚偽の事項を記載したとき。
3. 本規約のいずれかに違反したとき。
4. 会員の信用状態に重大な変化が生じ、または生じるおそれがあると当社が認めたとき。
5. 会員が本サービスを第三者に利用させ、または本サービスを利用するために必要となる会員番号その他の情報（情報を記録した媒体を含む）を第三者に譲渡、貸与、担保提供もしくは利用可能な状態においたとき。
6. 本規約に基づく支払債務、もしくは当社に対する一切の債務のいずれかの履行を怠ったとき。
7. 会員が当社の会員に対する債務を第三者へ譲渡したとき。
8. 当社が会員への通知・連絡が不能と判断したとき。
9. 当社が会員の本サービスの利用状況や支払い状況から会員として不適当と判断したとき。

(2) 会員が前項に該当し、当社より本サービスの会員資格を取消したことを当社所定の方法で通知したときは、通知書を切断するなど利用不能の状態にしたうえで、当社に返却するか、もしくは会員の責任においてただちに処分するものとします。

### 第14条（届出事項の変更）

(1) 会員は、当社に届出た住所、氏名、勤務先、指定預金口座等に変更が生じた場合、または会員が個人である場合には当該会員に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合、それぞれ所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。

(2) 会員は、前項の届出がないために当社からの会員宛の通知または送付書類が延着または不到着となった場合、通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし会員にやむを得ない事情があり、これを会員が証明したときはこのかぎりではありません。

### 第15条（規約等の変更）

(1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規約を変更することができます。

- ① 変更内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- ② 変更内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(2) 当社は、前項に基づいて本規約を変更する場合は、予め本会員に本規約を変更する旨、変更内容および効力発生時期を当社ホームページ（<https://www.mitsubishi-hc-capital.com/>）での告知、その他当社所定の方法によりお知らせいたします。

(3) 会員は、第1項による変更内容を承認しないときは、退会できるものとし、その場合は、第12条の定めに従うものとします。

### 第16条（その他承諾事項）

会員は、当社が本規約に基づく債権および権利を当社の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ金融機関（その他関連会社を含む）、特定目的会社、信託会社・信託銀行または債権回収会社（以下「金融機関等」といいます）に譲渡もしくは担保提供その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、ならびに当社が金融機関等との間で本規約に基づく債権および権利に関するその他の取引をすることについてあらかじめ承諾します。この場合、当社は、金融機関等に対し、当該債権の管理回収のために必要または有益となる個人情報を提供することができるものとし、会員はこれに同意します。

### 第17条（反社会的勢力の排除）

(1) 会員は、会員が、現在、つぎのいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

1. 暴力団
2. 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等
6. 社会運動等標ぼうゴロ
7. 特殊知能暴力集団等
8. 前各号の共生者
9. その他前各号に準ずる者

(2) 会員は、自らまたは第三者を利用してつぎの各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

(3) 当社は、会員が前二項のいずれかの規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員による本サービスの入会申込みを謝絶、または本規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができるものとします。本サービスの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用を行うことができないものとします。

(4) 会員が第1項または第2項のいずれかに該当した場合、第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社との本サービスの会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、ただちに会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。

### 第18条（本人確認）

申込みの際に当社が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます）に基づき本人確認を求めた場合、会員は以下の内容に同意するものとします。

- (1) 会員は、運転免許証等の公的証明書（以下「証明書」といいます）、またはその写しの提示・提出を求められた場合、これに協力すること。
- (2) 当該証明書の内容を当社が確認することおよびその証明書に基づき本人確認に関する記録簿を作成すること。
- (3) 当社は、犯罪収益移転防止法に基づき当社と提携する金融機関、提携企業等に対して本人確認業務を委託する場合があること。
- (4) 当社が会員より証明書の写しを受領した場合には、犯罪収益移転防止法で当該書類の保存が義務付けられているため会員には返却しないこと。
- (5) 本人確認業務にご協力いただけないときは入会をお断りする場合や本サービスの利用を制限する場合があること。

### 第19条（合意管轄裁判所）

本規約および本サービスのご利用について紛争が生じた場合、会員に対するご請求額にかかわらず、会員の住所地、本サービスご利用地および当社の本社・支店・営業所の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意していただきます。

### 第20条（適用法律）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、日本法が適用されるものとします。

#### 【問い合わせ・相談窓口】

- (1) 商品等に関する問題については、ご利用された加盟店へお問い合わせ、ご相談ください。
- (2) 本規約および本サービス債務の返済については、三菱HCキャピタルへお問い合わせ、ご相談ください。

## 【個人情報の取扱いに関する同意条項】

申込者および連帯保証人予定者（本契約成立後の連帯保証人を含む。以下申込者と合わせて「申込者等」という）は、以下の各条項の内容について同意します。

### 第1条（個人情報の収集・保有・利用）

(1) 申込者等は、この同意書及びこの同意書に関する契約（以下「本契約」という。）を含む三菱HCキャピタル株式会社（以下「MHC」という。）との取引の与信判断及び与信後の管理、本契約を含むMHCとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行、その他本契約を含むMHCとの取引を適切かつ円滑に履行するため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）をMHCが保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。

- ① 申込者等の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、eメールアドレス、住居状況、勤務先、勤務先の情報（本契約締結後にMHCが申込者等から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）及び官報等記載の公開情報等の申込者等の属性に関する情報
  - ② 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法、振替口座等の契約に関する情報
  - ③ 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
  - ④ 本契約に関する申込者等の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、申込者等が申告した申込者等の資産、負債、収入、支出、申込者等が提出した決算書、青色申告書、MHCが収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
  - ⑤ 本契約を行う者が契約書に記載された申込者等に相違ないことを確認するため、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認（写しを取得することを含む）することによる記載内容情報
  - ⑥ 本契約を行う者が契約書に記載された申込者等に相違ないことを確認するため及び契約成立後の債権管理のためMHCが住民票の写し等を取付した場合には、その際に収集した情報
- (2) 申込者等は、MHCが以下の目的のために、本条(1)①②③の個人情報を利用することに同意します。
- ① MHCの事業における市場調査、データ分析やアンケート調査の実施等による商品・サービス等の研究や開発
  - ② MHCの事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内（MHCの具体的な事業内容については、MHCのホームページ（<https://www.mitsubishi-hc-capital.com/>）をご覧ください。）

### 第2条（個人情報の第三者提供）

- (1) 申込者等は、MHCが本契約における契約物件、契約上の権利等の全部または一部を金融機関及びリース会社等の第三者に売却する場合に、保護措置を講じたうえで第1条(1)により収集した個人情報を当該企業に提供し当該企業が利用することに同意します。
- (2) 申込者等は、MHCが本契約に関する補助金等の申請をする場合に、保護措置を講じたうえで第1条(1)により収集した個人情報を補助金等を交付する団体に提供し当該団体が利用することに同意します。
- (3) 申込者等は、本契約成立後、本契約に関わる売買・役務提供契約等に基づくサービス履行のため、MHCが保護措置を講じたうえで、第1条(1)により取得した①および金融機関の取引口座を除く②の個人情報を、販売会社（取扱店）に提供することに同意します。

### 第3条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）

(1) 信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

申込者等は、下記の事項に同意します。

- ① MHCは、申込者等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、MHCが加盟する信用情報機関（以下、「加盟信用情報機関」といいます。（注））およびこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、申込者等に関する信用情報（(3)アに定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。
- ② 上記①の照会により、これら信用情報機関に申込者等の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、申込者等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。  
（注）個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。

(2) 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

申込者等は、下記の事項に同意します。

- ① MHCは、申込者等に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、加盟信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、(3)に記載のとおり利用されます。

提供先	
MHCが提供する信用情報	a. 株式会社シー・アイ・シー
ア. 本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報および申込みの事実）	MHCが信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
イ. 本契約に係る事実（本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実）	契約期間中および契約終了後5年以内
ウ. 上記、本契約に係る事実（債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合）	契約期間中および契約終了後5年間

② 上記①により、MHCが提供する信用情報は下記のとおりです。

a. 株式会社シー・アイ・シー

申込者等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）。申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名、およびその数量/回数/期間、支払回数、等）。支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等）。

(3) 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意

申込者等は、加盟信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による申込者等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。

ア. 信用情報機関が保有する信用情報

加盟信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

- ① 上記(2)①により、MHCを含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
- ② 信用情報機関が収集した①以外の情報
- ③ 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

イ. 信用情報機関による信用情報の利用

加盟信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

- ① 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
- ② 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

ウ. 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

加盟信用情報機関は、信用情報（ア. ①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（ア. ①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

(4) 加盟信用情報機関およびその提携信用情報機関

ア. 加盟信用情報機関の名称等

加盟信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：0570-666-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイド」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

イ. 提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。

①全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②株式会社日本信用情報機構

お問い合わせ先：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

#### 第4条（個人情報の共同利用）

申込者等は、MHC及びMHCのグループ会社（MHCホームページにある「国内グループ会社」の欄に記載された会社をいう）が、第3条(3)ウ.により信用情報機関からMHCに提供された信用情報以外の個人情報を、以下のとおり共同利用することに同意します。

(1) 共同利用する者の利用目的：

- ①本契約を含む取引の与信判断及び与信後の管理
- ②本契約を含む契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ③MHC及びMHCのグループ会社の事業における市場調査、データ分析やアンケート調査の実施等による商品・サービス等の研究や開発
- ④MHC及びMHCグループの事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
- ⑤その他本契約を含む取引の適切かつ円滑な履行

(2) 個人データの管理について責任を有する者：MHC（MHCの住所、代表者及びMHCの具体的な事業内容ならびにMHCのグループ会社とその事業内容については、MHCのホームページ（<https://www.mitsubishi-hc-capital.com/>）をご覧ください。）

#### 第5条（個人情報の取扱いの委託）

申込者等は、MHCが第1条(1)(2)の利用目的の達成に必要な範囲内において業務の一部または全部を業務委託先に委託する場合に、保護措置を講じたうえで第1条(1)により収集した個人情報を当該委託先に提供し当該委託先が委託された業務の範囲内で利用することに同意します。

#### 第6条（提供及び同意の任意性）

申込者等が個人情報をMHCに提供すること及び本同意条項に同意することは任意ですが、申込者等が本契約に必要な記載事項（申込者等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部または一部に同意できない場合、MHCは、本契約をお断りすることがあります。ただし、第1条(2)②及び第4条(1)④に同意しない場合でも、これを理由にMHCが本契約をお断りすることはありません。

#### 第7条（個人情報の開示・訂正・削除・利用停止）

(1) 申込者等は、MHC及び第3条で記載する加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①MHCに開示を請求する場合には、第8条に記載の窓口に連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きについては、MHCのホームページ(<https://www.mitsubishi-hc-capital.com/>)でもお知らせしております。

②加盟信用情報機関に開示を請求する場合には、第3条(4)アに記載の加盟信用情報機関に連絡してください。

(2) MHCは、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正または削除に応じるものとします。

(3) MHCは、第1条(2)②及び第4条(1)④による同意を得た範囲内で当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の利用を停止する措置をとります。

#### 第8条（個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口）

申込者等の個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせや利用中止、その他のご意見等の申出等に関しましては、下記MHC法務コンプライアンス部までお願いします。

三菱HCキャピタル株式会社 法務コンプライアンス部

〒100-6525 東京都千代田区丸の内 1-5-1 新丸の内ビルディング

TEL 03-6865-3000

#### 第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本契約の申込をした事実は、第1条及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

#### 第10条（条項の変更）

本同意条項は法令の定める手続き等により、必要な範囲内で変更できるものとします。